

クーリング・オフに関する事項

①患者様は、契約書面を受領した日から起算して8日間以内であれば、書面又は電磁的記録(電子メール等)により契約を解除(以下、「クーリング・オフ」といいます。)することができ、その効力は書面又は電磁的記録による通知を発信したとき(郵便消印日付など)から発生します。

②弊クリニックが当該契約に関して患者様から金銭を受領している時には、速やかに金額を返金します。

中途解約について

①患者様は、クーリング・オフの期間が過ぎても契約の中途解約ができます。

②中途解約の費用として、次に記載の精算金を負担いただきます。

1. 契約の解約が「施術開始前」である場合

¥5,000・税別 (解約事務手数料)

2. 契約の解約が「施術開始後」である場合、

以下の計算式に算出した精算金

精算金=実際にお支払いいただいた金額-(1回あたりの施術料金(単価)×治療済みの施術回数)-解約事務手数料

¥5,000・税別

※払い戻しになった場合は、事前に電話連絡の上、クリニックに来院していただき窓口で、現金での返金とさせていただきます。

※クレジット等を利用の場合の精算は、各クレジット会社所定の方法によりますので、詳しくは各クレジット会社の規約などをご確認下さい。

クレジットカードでお支払いいただいた場合、払い戻しにより当院で負担した手数料を別途、差し引きさせていただきます。

※ご自身でクレジットカードのお支払いを分割の手続きをされた場合、分割手数料は払い戻しの対象になりませんのでご了承下さい。

契約の締結年月日 年 月 日

本人 住所

氏名

本人が未成年の場合 保護者氏名